

**合法証明木材等に関する国際シンポジウム 2010
違法伐採問題に対処する日本の取組第二部報告**

●報告者：

氏名	又平 義和（またひら よしかず） MATAHIRA YOSHIKAZU
所属	静岡県木材協同組合連合会 SHIZUOKA PREFECTURAL FEDERATION OF LUMBER CO-OPERATIVE ASSOCIATION
肩書き	専務理事 MANAGING DIRECTOR
略歴	1977年 静岡県木材協同組合連合会 入会 1979年 県策会社・静岡県インドネシア株式会社 出向（事務局長） 1984年 静岡県木材協同組合連合会 企画課長 2001年 同 参与 2009年 同 専務理事

●報告概要：

題名：行政と木材業界が連携した証明システムの推進

●団体紹介：

静岡県木材協同組合連合会（以下、県木連）は、静岡県内の21地域木材協同組合で組織する連合会で、構成員は製材業・木材販売業等約600社です。全国に47の都道府県木連があるなかで、本県木連の特徴は調査・研究活動とこれをベースとした広報活動（木材PR事業）の推進です。

●報告要旨：

1. 外部委員による厳格管理

県木連では、平成18年2月、林野庁が公表した「木材・木製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された中小事業者のための「団体認定制度」をよりの確に運用するため、「県木連傘下単位木協の組合員であること」を認定要件に入れ、申請窓口を単位木協とし、業界の連帯を高めつつ組合組織の強化をはかっている。

また、制度設立当初より全ての認定審査委員を外部の有識者に求め、以下の事項を通してシステムの「信頼性・透明性の確保」につとめている。

- ① 外部委員による「厳格な認定審査」
- ② 認定事業者の管理責任者に対する「実務指導研修会」
- ③ 認定審査委員による認定事業者に対する「現場調査」
- ④ 公共事業を主体とした「トレース調査」ほか

あわせて以下の活動を通して「証明制度の普及」と「合法木材のPR」につとめている。

- ① 設計者・施工者等を対象とした「団体認定制度の説明会」
- ② 一般消費者を対象とした「静岡県住まい博」出展、「合法木材フェア」の開催 ほか

2. 産地証明と合法証明の連携運用

本県では平成14年度に静岡県が創設した「静岡県産材証明制度（注1）」と平成18年度に県木連が創設した「合法木材供給事業者認定制度」が一体的に運用されている。県木連では、「地産地消」を推進する行政施策に協力するとともに、地域木材業界において合法的な森林資源の循環利用システムの構築に向け所要の取組を進めている。

とりわけ平成18年度以降静岡県が「県環境物品等の調達に関する基本方針」を変更した

ことを契機とし、林業界（県森連）と木材業界（県木連）が相互に連携し、「団体認定制度」による合法木材の供給が進められた。

一連の業界努力により、認定事業者数、合法証明材の供給量が増加したことを踏まえ、平成 22 年度から静岡県のご公共事業や「地域材活用住宅の助成事業（注 2）」について「産地証明」と「合法証明」が要件化され、現在、業界あげてこの対応につとめている。

（表 1）静岡県における合法木材供給認定事業者数と合法証明木材の供給量

区 分	2006 年度 (平成 18)	2007 年度 (平成 19)	2008 年度 (平成 20)	2009 年度 (平成 21)	2010 年度 (平成 22)
組合員事業者数（社）	665	646	625	600	584
認定事業者数（社）	119	159	184	195	212*
合法木材供給量（m3）**	6,491	43,959	68,949	115,787	—

*：平成 22 年 11 月 25 日現在 **：合法木材供給量は製品出荷量

（注 1）静岡県産材証明制度（<http://www.s-mokuren.com/seido.html>）

（注 2）しずおか優良木材の家支援事業（<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-380/index.html>）

3. 運営上の課題と今後の方向

平成 18 年度以降の 5 年間、証明システムを運用するなかで以下の事項を契機とし状況が変化し、合法木材供給への気運が高まりを見せている。

変化の要因は、

- ① 上記 2. で触れた県公共事業等における「合法証明材」の要求
- ② 県内市町が独自に創設した支援事業等における「産地証明材」の要件化
- ③ 国レベルでは、平成 22 年度長期優良住宅普及促進事業における「地域資源活用型」の新設 などである。

その一方で、今後の認定団体のあり方や業界の取組課題も見えてきた。

具体的には、業種別全国団体と都道府県木連間における、「管轄区域」や「業種・業態」等認定申請受理の判断基準や傘下事業者の指導等に対する認識格差である。

今後、全木連が定期開催する「認定団体研修」や「関連情報の開示」などを通して、全ての認定団体がその役割と責任を自覚し、統一步調を取ることが何よりも大切なことと考える。

地域課題としては、一部の県内政令指定都市では、平成 22 年度以降の発注公共工事等において森林認証材（FSC）を優遇する支援施策が開始されたため、地域の木材業界ではこれまでの「団体認定制度」に加え、FSC 認証（COC グループ認証）の取得に動き出している。

また、このたび施行された「公共建築物木材利用促進法」では、合法証明材の優先使用が明確化された。

以上の動向を踏まえ、県木連では傘下認定事業者とのさらなる連携強化により、「環境問題への貢献」を明確化し、団体認定制度の的確運用を通して「透明性・信頼性の確保」に向け、さらに努力を重ねてゆきたい。

【静岡県産材証明制度の補足説明】

●役割分担

県産材取り扱い業者の認定、県産材販売管理票発行、運用状況調査を県木連が実施し、県は適切に制度運営されているか定期検査（現場検査）を実施しているほか、県木連と県が連携して制度説明会等を開催し普及に努めている。

●一本化

平成18年以降、公共事業においては県産材証明と合法証明の二つが業者に求められることとなり、一本化の必要が生じたことから、平成21年度に「県産材を証明する書類」（県産材販売管理票）に「合法木材であること」等を記載することで合法性を証明することとした。

【合法木材供給事業者認定制度の補足説明】

●参考指標：

静岡県における合法木材供給認定事業者数と合法証明木材の供給量

区 分	2006年度 (平成18)	2007年度 (平成19)	2008年度 (平成20)	2009年度 (平成21)	2010年度 (平成22)
組合員事業者数(社)	665	646	625	600	584
認定事業者数(社)	119	159	184	195	212*
合法木材供給量(m ³)**	6,491	43,959	68,949	115,787	—

*：平成22年11月25日現在 **：合法木材供給量は製品出荷量